

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例

(平成17年2月17日)
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の議会議員その他非常勤の職員（以下「職員」という。）に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定めることを目的とする。

(認定及び通知)

第2条 管理者は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定によりその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会の意見をきかなければならない。

(補償基礎額)

第3条 補償（療養補償を除く。）の額の算定の基礎となる額（「補償基礎額」という。）は、管理者が別に定める額とする。

(他の条例の準用)

第4条 補償の制度等に関しこの条例に定めるもののほか、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）のうち、第1条に規定する議員に対する補償に関する規定を準用する。

2 前項の場合において、「議員」とあるのは、「職員」と読みかえるものとする。

(細則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。